

「横浜市大都市自治研究会」を開催しました

横浜市では、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて取り組んでいます。

このたび、国における特別市など大都市制度改革の議論を喚起するため、附属機関「横浜市大都市自治研究会」の会議を開催し、特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について諮問しました。

1 開催概要

- (1) 日時 令和6年3月27日（水）15時30分
- (2) 場所 横浜市役所 市庁舎31階レセプションルーム
- (3) 内容 座長選任、諮問文手交、意見交換など

2 当日の様子



（左から：辻 琢也 座長、山中 竹春 横浜市

※写真データを希望される場合は、お問合せ先までご連絡ください。

3 市長コメント

「特別市」制度は、非効率な市と県の二重行政を解消し、大都市が存分にその力を発揮できる新しい地方自治の仕組みです。

しかし、現在、「特別市」制度を定める法律は存在せず、特別市を選ぶという選択肢自体が存在していないため、まず、法制化への道筋を立てていくことが重要です。

国における法制化議論を喚起し、早期の法制化を実現していくため、委員の先生方には、法制化に向けた諸課題や対応方策、「特別市」のより詳細な制度設計等について、今後、活発な議論と具体的な提案をいただきたいと思います。

4 委員（委嘱期間：令和6年3月27日～令和8年3月26日（2年間））※五十音順・敬称略

出雲 明子	明治大学専門職大学院専任教授（行政学）
伊藤 正次	東京都立大学大学院教授（行政学・都市行政論）
宇野 二郎	北海道大学大学院教授（行政学・地方自治論）
大杉 覚	東京都立大学教授（行政学・都市行政論）
神尾 文彦	野村総合研究所研究理事（公共政策）
勢一 智子	西南学院大学教授（行政法・地方自治法）
◎ 辻 琢也	一橋大学教授（行政学・地方自治論）
沼尾 波子	東洋大学教授（財政学・地方財政論）
野口 貴公美	一橋大学副学長・教授（行政法）
望月 正光	学校法人関東学院常務理事・関東学院大学名誉教授（財政学）

◎：座長

5 諮問事項

特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について

本市では、新たな大都市制度「特別市」の基本的考え方を「横浜特別市大綱」で定めています。

政令指定都市に代わる、横浜にふさわしい都市の形を市民自ら選択できるようにするためにも、特別市への移行を可能とするよう法整備がされることが不可欠です。

そこで、国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策、及び特別市のより詳細な制度設計等について、専門的知見に基づく調査審議をお願い申し上げます。

【参考】

横浜市大都市自治研究会：

横浜市附属機関設置条例第2条に基づき設置している横浜市長の附属機関。大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務を担当する。

【詳細】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/kenkyukai/jitiken.html>

お問合せ先

政策局制度企画課担当課長 林 暁 Tel 045-671-2134